

電気通信事業法施行規則及び第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則の一部を改正する省令案に関する意見募集

■意見募集期間：令和8年4月10日（金）から令和8年5月14日（木）まで

■案件番号：145210695

■意見提出数：4件（法人・団体：2件、個人：1件、匿名：1件） ※意見提出数は、意見提出者数としています。

■意見提出者：以下のとおり（受付順・敬称略）

受付	意見提出者
1	個人
2	匿名
3	NTT東日本株式会社
4	NTT西日本株式会社

■ 「電気通信事業法施行規則」及び「第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則」の一部改正案に対する意見

意 見	考え方	案の修正
(意見1) 第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則第四十条の四の五第一項第一号において、「財務諸表(『当該提出』を使用とする日・・・)と規定しているが、同項柱書きにおいては「・・・総務大臣に『提出し』なければならない。」と『提出し』と動詞で用いられているところ、『当該提出』と名詞で指し示すのは不適切ではないか。同項柱書きを「・・・総務大臣に提出『を』しなければならない。」と改正するか、あるいは、同号を「財務諸表(『その』提出を使用とする日・・・)と修正すべきではないか。 ※改正対象となっている規定の他の同様の構造となっている箇所も同様に意見する。 【個人】	(意見1に対する考え方) 御指摘のあった「当該」の語は、基本的には「その」という連体詞と異なるところはないものであると考えます。我が国の法律においても、例えば消費税法(昭和63年法律第108号)第9条第4項など、「●●する」(動詞)を、「その●●」ではなく、「当該●●」(名詞)と指し示して引用する例は多数あるところであり、御指摘の箇所が御指摘の理由により不適切であるとは考えられないことから、案の修正は不要と考えます。	無
(意見2) ○ 第二種適格電気通信事業者(以下、適格事業者)に対して4月1日から翌年3月31日以外の会計期間に基づく収支表等の提出を認めることは、多様な事業者が適格事業者の役割を担っていくことを目指していくブロードバンドユニバーサルサービス制度の趣旨に適うものと考えます。 ○ 一方で、本改正では、当該会計期間に基づく収支表等を提出した事業者は、当該会計期間の収支が赤字であっても一般支援区域等の交付金対象外とされており、当該事業者が適格事業者の指定を受けるインセンティブが限定的となっていることから、当該事業者についても一般支援区域等の交付金対象とする見直しについても今後対応いただくことが必要と考えます。 【NTT東日本株式会社、NTT西日本株式会社】	(意見2に対する考え方) いただいた御意見の前段は、本改正案に対する賛同の御意見として承ります。 いただいた御意見の後段は、今後、総務省において本制度の運用状況も踏まえた検討をするに当たり参考とすることが適当と考えます。	無

■ 「第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則」の一部改正案に対する意見

意 見	考え方	案の修正
(意見3) ○ 今回の改正は、環境変化による支援区域の解除から交付金が停止されるまでの間に一定の猶予期間を設けるものであり、支援の継続性の確保に資するものであることから、本改正の方向性については賛同いたします。 ○ ただし、新規整備や民設移行の推進等の政策目的の実現にあたっては、本来は一定期間ではなく、赤字が生じている期間は継続的に支援を受けられる仕組みとすることが必要であるため、今回の改正に留まることなく、更なる見直しに向けて検討をお願いしたいと考えます。 【NTT東日本株式会社、NTT西日本株式会社】	(意見3に対する考え方) いただいた御意見の前段は、本改正案に対する賛同の御意見として承ります。 いただいた御意見の後段は、総務省における電気通信事業法の一部を改正する法律(令和四年法律第七十号)附則第六条に規定するいわゆる「3年後検討」の実施において、論点の一つとして検討されているものと承知しています。	無

■ その他の意見

意 見	考え方	案の 修正
(意見4) インフラの寡占構造が生む不条理と、算定プロセスの完全開示要求 【意見内容】 「全国一律のサービス維持」という大義名分の下で、国民から広く徴収される負担金制度の算定規則改正に対し、根本的な疑念を呈する。 現在の通信市場は、自由競争を標榜しながら、実態は大手キャリアによる「端末の実質レンタル販売」や「回線・電気のセット割」といった巧妙な囲い込みによって、消費者の流動性が著しく阻害されている。乗り換えを悪とするような業界の風潮を放置したまま、コストの算定ルールだけをこねくり回すのは、国民を愚弄する行為である。 既に全国民が1回線以上を契約せざるを得ない「生活必需品」となっている現状で、不透明な「総合的判断」による審査拒否や、速度の優先度操作が行われている疑いすらある中で、負担金だけを公平に徴収するなど筋が通らない。 総務省は、算定プロセスの全てを国民の前に開示し、大手キャリアが自らの営業努力やインセンティブ設計の失敗を、制度の隙間を使って国民に転嫁することを断じて許すべきではない。電波という「国民の財産」が、一部の大企業の利益独占の道具から解放されない限り、どのような規則改正も無意味である。 【匿名】	(意見4に対する考え方) いただいた御意見は、総務省における参考とすることが適当と考えます。	無

(以上)